別表の３７６．を次のように改正する。また、別表の６９４．を追加する。

（別表）

一．次のとおり改正する。

【アル・カーイダと関係を有する個人】

376. ズルキフリ・アブドゥル・ヒール（別名：(a)ムサ・アブドゥル・ヒール(b)ムスリミン・アブドゥルムッタリブ(c)サーリム・アロンブラ(d)アルマンド・エスカランテ(e)ノルミナ・ハシム(f)ヘンリ・ラウィ(g)ヘンドリ・ラウィ(h)ノルハナ・モハマド(i)オマル・サーレム(j)アフマド・ショビリン(k)ビン・アブドゥル・ヒール・ズルキフリ(l)アブドゥルヒール・ビン・ヒール(m)ハッサン(n)ホガル(o)フガル(p)ラグ(q)マルワン（この名前で良く知られている））

ZULKIFLI ABDUL HIR (a.k.a.: (a)Musa Abdul Hir (b)Muslimin Abdulmotalib (c)Salim Alombra (d)Armand Escalante (e)Normina Hashim (f)Henri Lawi (g)Hendri Lawi (h)Norhana Mohamad (i)Omar Salem (j)Ahmad Shobirin (k)Bin Abdul Hir Zulkifli (l)Abdulhir Bin Hir (m)Hassan (n)Hogalu (o)Hugalu (p)Lagu (q)Marwan (prominently known as))

称号：不明

役職：不明

生年月日：(a)1966年１月５日(b)1966年10月５日

出生地：Muar Johor, Malaysia

国籍：マレーシア

旅券番号：A11263265

ＩＤ番号：(a)660105―01―5297(b)運転免許証番号　D2161572（米国カリフォルニア州にて発行）

住所：(a)Seksyen 17, Shah Alam, Selangor, Malaysia（以前の住所）(b)Maguindanao, the Philippines（2015年１月時点）

国連制裁委員会による指定日：2003年９月９日（2010年１月25日及び2015年８月６日に改訂）

その他の情報：2007年８月１日、米国カリフォルニア北部地域裁判所は同人の逮捕令状を発出した。2015年１月に、フィリピン、マギンダナオにて死亡したことが確認された。母の名前はMinah Binto Aogist Abd Aziz。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2009年６月19日に終了した。

二．次のとおり追加する。

【アル・カーイダと関係を有する団体】

694. ザ・アーミー・オブ・エミグランツ・アンド・サポーターズ（別名：(a)バタリオン・オブ・エミグランツ・アンド・サポーターズ(b)アーミー・オブ・エミグランツ・アンド・サポーターズ・オーガナイゼーション(c)バタリオン・オブ・エミグランツ・アンド・アンサール(d)ジャイシュ・アル・ムハジリーン・ワル・アンサール（JAMWA）

THE ARMY OF EMIGRANTS AND SUPPORTERS (a.k.a.: (a)Battalion of Emigrants and Supporters (b)Army of Emigrants and Supporters organization (c)Battalion of Emigrants and Ansar (d)Jaysh al-Muhajirin wal-Ansar (JAMWA))

所在地：Jabal Turkuman area, Lattakia Governorate, Syrian Arab Republic

国連制裁委員会による指定日：2015年８月６日

その他の情報：2013年に外国人テロ戦闘員らによって設立された。所在地はシリア・アラブ共和国。イラクのアル・カーイダ（453. に指定した団体）およびレバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線（644. に指定した団体）としてリストに掲載されているISIL（いわゆる「イスラム国」）と提携している。

○財務省告示第二百七十五号

国債証券買入銷却法（明治三十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十七年七月二十八日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十七年八月二十八日　　財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額一円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第十回	二十二億円	百円二十八銭
〃	第十二回	二十四億円	百円二十銭
〃	第十四回	三億円	百円四銭
〃	〃	十五億円	百円五銭
〃	第二十四回	三十億円	百二円三銭
〃	〃	四十億円	百二円十銭
〃	〃	五十億円	百二円十二銭
〃	〃	十七億円	百二円十三銭
〃	第二十五回	五十億円	百一円十三銭
〃	第二十六回	五億円	百円六十九銭
〃	第二十九回	三十億円	九十九円三十八銭
〃	〃	三十億円	九十九円四十三銭
〃	〃	三十億円	九十九円四十八銭
〃	第三十八回	四十億円	百一円八十三銭
〃	〃	四十億円	百一円八十八銭
〃	〃	八十億円	百一円九十銭
〃	〃	四十億円	百一円九十三銭
〃	〃	二十二億円	百一円九十八銭
〃	第四十一回	五億円	百三円八十銭
〃	〃	十三億円	百三円八十五銭
〃	第四十四回	五億円	百三円六十三銭
〃	第四十六回	十億円	百四円十三銭
合計		六百一億円	